

平成29年度 第17回 役員会議事要旨

日 時 平成29年12月13日（水） 10時32分～11時56分

場 所 学長室

出席者 学長，後藤理事，兒玉理事，寺本理事，吉田理事

欠席者 和田理事

陪席者 北村監事

1 協議事項

(1) 教育研究院，学域・学系の運営体制及び教員選考の在り方について

学長から，本件について，教教分離に向けた教育研究院，学域・学系の運営体制及び教員選考の在り方について協議するものである旨の説明があった。

次いで，企画評価課長から，医療系について，「系会議」，「系長」，「副系長」を「医療系会議」，「医療系長」，「副医療系長」に変更する旨，学域会議及び1次選考委員会において，「複数名の候補者を選考」としていたが，1名の場合も考えられるため「原則，複数名の候補者を選考」と変更する旨，教育研究院会議に「必要に応じて2次選考委員会を設置する」としていたが，必要に応じての文言を削除し，「2次選考委員会を設置する」と変更する旨の3つの修正点及び教育研究院等へのよくある質問・意見等への回答・対応案について説明があった。

学長から，「原則，複数名の候補者を選考」と変更する案について，「原則」は助教及び助手に限ったほうがよいとの発言があり，協議の結果，1次選考委員会による候補者の選考について，手続きをより明確にするために「1次選考委員会は，複数名の候補者を学域会議に附議し，学域会議は審議の上，複数名の候補者を選考する。（助教及び助手は，複数名の候補者選考を原則とする。）」と変更し，これと併せて，教育研究院等へのよくある質問・意見等への回答・対応案についても，一部変更する旨が了承され，教育研究評議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

2 審議事項

(1) 教員組織の見直しに伴う「予算単位」等の変更について

学長から、本件について、教員組織の見直しを行う中で、各予算単位を「プロフィットセンター」、「コストセンター」に整理し、増益対策及び経費削減について不断に積極的に検討し、本学が今後も生き残っていく体制を構築するものである旨の説明があった。

次いで、財務課長から、「予算単位」について、効果的に資源投資を行うため、審議権を有する「学系」とし、「プロフィットセンター」と位置付け、「学内共通管理」の部署については、「コストセンター」と位置付ける旨、費用を計上する単位については、現在の「予算単位」を踏襲した「経理単位」を設けることとする旨、「配賦する予算」については、部局の削減努力が実るものに限定し、この案で了承された場合、学内の会議に下ろしたい旨の説明があった。

委員から、予算は減らされるだけではなく、努力すれば獲得できる旨を教職員への説明に落とし込めないかとの意見が出され、それに対し、学長から、最初に教職員に仕組みを説明してはどうかとの発言があり、審議の結果了承された。

(2) 一般職の職員の給与に関する法律の改正及び国家公務員退職手当法の改正に伴う年俸制教員の年俸特別加算額の取扱いについて

学長から、本件について、国家公務員退職手当法改正に伴い、本学における年俸制導入促進費（退職手当相当額）の改定の取扱いについて決定するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、本学においては、国における年俸制導入促進費が平成30年1月1日をもって改定されるのに合わせ、平成30年3月期より年俸制特別加算額の改定を適用し、既に支給済みの平成29年9月期については改定を適用しない旨の説明があり、審議の結果了承された。

(3) 国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について

学長から、本件について、医学部の環境美化を図るため、当該業務に従事する医学部経営管理課職員の勤務時間を新たに規定するものである旨の説明があった。

次いで、医学部事務部長から、新たに常勤職員を医学部経営管理課用務員として配置したが、医学部附属病院の診療開始前に環境を整える必要があるため、朝8時から勤務に従事させるべく、用務員に新たな勤務時間帯を設定するものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

(4) 国立大学法人佐賀大学基金規則の一部改正（案）について

学長から、本件について、医学部開講40周年記念事業の実施、また、学生支援の更なる充実を図ることを目的とした課外活動支援基金の設立のため、「国立大学法人佐賀大学基金規則」の一部を改正するものである旨の説明があった。

次いで、総務課長から、医学部開講40周年記念事業の実施に際する募金、また、課外活動の支援を目的とする基金について、佐賀大学基金の特定基金として位置づけて設立するため、規則改正を行うものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

(5) その他

特になし。

3 協議事項（続き）

(2) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

学長から、本件について、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、役員報酬規程の一部改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、ボーナスの支給割合を本規程の施行日（平成29年12月期分）から、現行の3.25月分を3.30月分へ引き上げるものである旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(3) 平成29年人事院勧告への対応に伴う就業規則の改正について

学長から、本件について、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、職員給与規程等の一部改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、国家公務員の給与改定に準拠し、月例給、ボーナス支給割合等の引き上げ及び給与制度の改正を行うものである旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(4) 国家公務員退職手当法の一部改正に伴う国立大学法人佐賀大学役員退職手当規程の一部改正について

学長から、本件について、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、役員退職手当規程の一部改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、平成30年1月1日から、調整率を現行の0.87から0.837へ引き下げるものである旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(5) 国家公務員退職手当法の一部改正に伴う国立大学法人佐賀大学職員退職手当規程の一部改正について

学長から、本件について、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、職員退職手当規程の一部改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、平成30年1月1日から、調整率を現行の0.87から0.837へ引き下げるものであり、今回は官民較差が78.1万円であり、平成24年法改正における一段階あたりの引下げ幅より少額であることから、経過措置（段階的引下げ）は設けない旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(6) その他

特になし。

4 その他

特になし。

以上